

### **3. 平成27年度の点検結果(集計)**

## H 2 7 点検結果

- 東京都の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）はなく、また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は124橋（13%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は547橋（60%）

### <平成27年度管理者別点検結果（橋梁）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	255	56	16	29	11	0
高速道路会社	334	53	1	46	6	0
東京都	1,285	15	2	8	5	0
市区町村	4,510	787	221	464	102	0
合 計	6,384	911	240	547	124	0

※ H28.5月末時点

## H 2 7 点検結果

- 東京都のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）はなく、また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は8本（53%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防的保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は6本（40%）

### <平成27年度管理者別点検結果（トンネル）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	2	0	0	0	0	0
高速道路会社	83	4	0	1	3	0
東京都	68	0	0	0	0	0
市区町村	40	11	1	5	5	0
合計	193	15	1	6	8	0

※ H28.5月末時点

## H 2 7 点検結果

- 東京都の道路附属物等（シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等）の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が1施設（0.1%）あり、また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は270施設（33%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は332施設（40%）

<平成27年度管理者別点検結果（道路附属物等）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	469	106	28	44	34	0
高速道路会社	905	126	117	7	2	0
東京都	806	518	56	246	215	1
市区町村	213	66	12	35	19	0
合計	2,393	816	213	332	270	1

※ H28.5月末時点

# H2 7点検結果における判定区分Ⅳの構造物リスト

○ 判定区分Ⅳの施設は、いずれも緊急措置（溶接補強、大型車通行止め）を実施

## <判定区分Ⅳのリスト>

### ○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
		該当施設無し		

## <判定区分Ⅳのリスト>

### ○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
		該当施設無し		

### ○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
東京都 第三建設 事務所	道路標識 門型	主14新宿国立 線	1995	梁部に接触事故による、トラ ス部破損を確認。

### ※判定区分

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態